様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年 9月22日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃけいけんしすてむ  一般事業主の氏名又は名称 株式会社ケイケンシステム  （ふりがな）あおやぎ　かずお  （法人の場合）代表者の氏名 青柳　和男  住所　〒380-0823  長野県 長野市 南千歳１丁目１７番地４  法人番号　2100001000887  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　代表メッセージ  ②　Digital Transformation　当社のDX推進に対する取り組み | | 公表日 | ①　2022年10月22日  ②　2025年 3月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　ホームページ  　https://keiken.co.jp/corporate#message  　当社ホームページ　代表メッセージ  ②　ホームページ  　https://keiken.co.jp/policy#dx  　当社ホームページ「Digital Transformation　当社のDX推進に対する取り組み」 | | 記載内容抜粋 | ①　「企業経営の方向性（経営ビジョン）」  当社は1974年の創業以来、「お客様と共に」を信条に、高度情報化社会の進展に貢献する事業を展開し、堅実に発展してまいりました。  独立系IT企業として、長年積み重ねた豊富なシステム開発実績と多岐にわたる高度な技術は当社の強みと誇りであり、時代の変化に対応する事業展開を可能にした礎でもあります。  豊富な実績と高度な技術で、システムコンサルティング業務・システムインテグレーション業務・システム開発業務・システム運用保守業務等の高品質なソリューションを提供しており、多くのお客様から高い評価と信頼をいただいております。  これからも社会の課題やお客様の事業課題を解決するプロフェッショナル技術者集団として、「熱意・創意・誠意」の三意行動を基本に課題解決に全力で取組んでまいります。  DXの進展により社会生活がコンピュータ技術や通信技術への依存が増々高くなることから、コンプライアンスに対する高い企業意識が求められます。  私たちの理念である優れた技術力と誠意で新たな価値創造に挑戦し、社会とお客様のベストパートナーとして信頼される企業であり続けるために努力し、情報化社会の公正なしくみ創りに貢献することで豊かな明るい社会を支えてまいります。  ②　【情報処理技術活用（ビジネスモデル）の方向性】  近年、社会環境やビジネス環境が大きく変化する中、デジタルトランスフォーメーション（以下DX）への取り組みが加速しております。  そのような環境の中で、今後も社会課題やお客様の事業課題を解決するパートナーとしてご期待に応える為、提供サービスのDXだけではなく、自社のペーパーレス化や最先端技術を活用した業務最適化を図るDXが必要であると考えております。  当社のDXを社員一体となって推進し、そこで得た知見を活かすことで、お客さまや地域のDX実現に貢献して参ります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　当社のDX推進に対する取り組みは、取締役会において、代表取締役社長および、その他役員の承認を得たものです。  ②　当社のDX推進に対する取り組みは、取締役会において、代表取締役社長および、その他役員の承認を得たものです。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進ビジョン | | 公表日 | ①　2025年 3月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　ホームページ  　https://keiken.co.jp/wp-content/uploads/2025/07/DX%E6%8E%A8%E9%80%B2%E3%83%93%E3%82%B8%E3%83%A7%E3%83%B3250301.pdf  　当社ホームページ＜基本方針・行動計画＜DX推進＜DX推進ビジョン　P5 | | 記載内容抜粋 | ①　社内DX推進による生産性向上  紙媒体での処理をしてきた仕訳帳対応及び請求書作成のデータ化を促進し、会計システムの強化を行います。会計システムの強化に伴い、経理業務の生産性向上させます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会において、代表取締役社長および、その他役員の承認を得たものです。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX推進ビジョン  　当社ホームページ＜基本方針・行動計画＜DX推進＜DX推進ビジョン　P3、4 | | 記載内容抜粋 | ①　P.3  社内システム強化の為、管理部が中心で進める  管理部にDX推進体制を構築。社内業務DXに向けシステム強化を迅速に進める体制を構築する。  P.4  ２．人材育成  (1)IPA試験制度資格の取得  (ITパスポート～システム監査技術者　等)  (2)サービス系の認定資格  (Amazon、Microsoft、Google等) |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX推進ビジョン  　当社ホームページ＜基本方針・行動計画＜DX推進＜DX推進ビジョン　P7 | | 記載内容抜粋 | ①　１． 紙媒体のデータ化によるペーパーレスの推進  紙媒体での処理をしてきた仕訳帳対応及び請求書作成のデータ化を促進します。  ２． 会計システムの強化による経理業務の生産性向上  デジタル化することで経理業務の作業スピードをアップして生産性を向上させます。  ３． 業務ワークフロー導入による社内申請のスピードアップ  紙情報をデータ化してデジタル情報での業務ワークフロー申請に切替を実施し、処理に掛かる時間を短縮させていきます。  ４． 計画的なＩＴスキルアップ教育の実施  IPA試験制度資格の取得(ITパスポート～システム監査技術者 等)の資格取得を目指します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進ビジョン | | 公表日 | ①　2025年 3月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　ホームページ  　https://keiken.co.jp/wp-content/uploads/2025/07/DX%E6%8E%A8%E9%80%B2%E3%83%93%E3%82%B8%E3%83%A7%E3%83%B3250301.pdf  　当社ホームページ＜基本方針・行動計画＜DX推進＜DX推進ビジョン　P4 | | 記載内容抜粋 | ①　1. 社内DXの推進による生産性向上  業務削減時間　5,000分/年間  2. 人材育成  資格取得者　3名 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 3月 1日 | | 発信方法 | ①　DX推進ビジョン  　ホームページ  　https://keiken.co.jp/wp-content/uploads/2025/07/DX%E6%8E%A8%E9%80%B2%E3%83%93%E3%82%B8%E3%83%A7%E3%83%B3250301.pdf  　当社ホームページ＜基本方針・行動計画＜DX推進＜DX推進ビジョン　P8 | | 発信内容 | ①　代表取締役　青柳和男が情報発信しております。    現在、当社ではＩＴツール導入による紙媒体のデータ化、業務のデジタル化を促進して管理部門の生産性向上を目標に環境整備に取り組んでいます。  仕訳帳や請求書のデータ化は、業務改善だけではなく電子帳簿保存法の対応にも関わるため管理部門の課題として対処していく必要があると認識しています。  業務ワークフロー導入による時間削減は、一定の成果を上げることが見込まれていますが、会社内の業務変革を実現するためにも、管理部門が中心となり課題の抽出・原因の特定、適切な対策の実施に繋げていくことが重要と考えています。  社内業務システムおよびサプライチェーンのデジタル化など、ICT技術を活用することで「効率と生産性を高め、新たな価値を作り出す」取り組みを推進しています。  当社では、今後もＤＸの推進の状況につきまして、ホームページの「当社のDX推進に対する取り組み」として、随時、公開して参ります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年 3月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2010年 6月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 内部統制システムの基本方針に沿って、情報セキュリティ管理規程および個人情報保護に関する内部規程を定めています。  2010年6月に外部認証機関に基づく監査を経て、情報セキュリティマネジメントシステム「ISO27001」の認証を取得しており、取得以降は、毎年の同監査を経て更新しております。  情報セキュリティ方針（ISMS基本方針）  https://keiken.co.jp/policy#policy\_basic  内部体制としては、経営者をトップとしたISMS担当チームを構成し、毎月定例ミーティングを開催しています。情報セキュリティマネジメントに係るPDCAサイクルの実施状況の共有や社内課題の検討を、インシデントの確認など行っています。  運用状況の評価は、毎年内部監査と外部監査にて実施しております。セキュリティインシデントが発生した際には、迅速な事態の収束、被害の最小化、再発防止に向けた体制を構築しています。また、全従業員を対象としたセキュリティ研修を毎年実施しています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。